

平成29年9月27日

清水建設株式会社

代表取締役 井上 和幸 殿

福島第一原子力発電所の請負工事における不正取引の調査について

調査委員代表

弁護士 中村 信雄



当職らは、清水建設株式会社のJVによる福島第一原子力発電所の一号機周辺整備及び原子炉建屋カバー改造・燃料取扱設備他設置の請負工事（以下「本件工事」という）における「人工代の水増請求等の不正取引（以下「本件不正取引」という。）」について、その事実関係の調査等を受任した。事案の重大性に鑑み、現時点までの調査において判明した事実を報告する。

1 現在までに判明している事項

当職らの調査において、関係者の事情聴取、客観証拠の精査等により、現時点までに判明した事実は以下のとおりである。

（1）本件不正取引の概要

本件工事の作業所長であるA氏は、下請業者であるB社と共謀して、本件工事にかかる人工代金の一部を不正に水増して請求し、平成26年1月から平成28年11月までの間、約1500人日にあたる架空の人工代金約3900万円（税抜き。）を支払わせて、清水建設から同金額を詐取していた（以下「本件不正取得資金」という。）。A氏は、平成26年1月ころ、B社に対して、人工代を水増して請求することを持ちかけ、B社がこれを了承したことから、平成26年1月から本件不正取引が開始された。清水建設から詐取した約3900万円の内の約3400万円については、B社において現金化され簿外の現金として使用、保管され、そのうち約500万円程度はB社の預金口座に留保されている。

（2）本件不正取得資金の使途等について

ア 本調査の時点で、前記3400万円の簿外の現金のうち約1000万円の現金がB社社長宅に保管されていることが確認された。この現金については、本件の被害弁償の一部として受領済である。

イ B社は、A氏に対し、A氏の求めに応じて本件不正取引の期間中、少なくとも毎月10万から50万円程度の現金を手渡したほか、A氏の私的な海外旅行費用、飲食代、携帯電話料金の負担、服飾品の贈答等を含み、A氏からの要求による約1200万円の便宜供与が認められた。なお、A氏の銀行口座には、前記手渡された現金の一部とみられる約500万円が留保されていた。

ウ B社社長による、貴金属やブランドバッグの購入、複数回の海外旅行等約1200万円の私的流用が認められた。

エ なお、一部マスコミに報道されたA氏がB社から新車のプリウスを贈与されたとの事実、A氏が知人マンションの購入費用を支出した等の事実は、本調査の結果、確認されなかった。

2 本件不正事案の発覚の遅れについて

平成28年12月に匿名で清水建設の企業倫理相談室宛てに本件に関する投書があったにもかかわらず、発見が遅れた点に関しては、

①投書の内容が匿名の且つ数行の簡単な指摘に留まっていたこと。

②A氏の指示により、B社に関与していない他の事務職員が、虚偽の作業日報を作成し、それに伴って、不正の請求書が発行される等書類が整えられていたこと。

③作業日報の作成者や B 社による口裏合わせが行われていたこと。

④A 氏は、重要案件の責任者に選任される等清水建設本社からの信頼が厚かったこと。

等が原因と思料され、致し方ない面があったことは否定できないが、本件の重大性に鑑みれば、より慎重な調査を行うべきであったと指摘せざるを得ない。

3 被害の回復状況

前記のとおり、B 社の簿外の現金の一部については既に回収済であり、残額の約 2900 万円についても、A 氏の遺族及び B 社から返済の意思が示されており、今後速やかに回収できる見通しとなっている。

4 今後の調査

A 氏の急逝により、今後の本件の調査による事案の完全な解明は困難を伴うものとなったが、本件に関する関係者の関与や他の下請業者における不正取引の有無について、今後も調査を続ける方針である。